

コーポレート・ガバナンスガイドライン

総則

コーポレート・ガバナンスは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・取引先・社会等、さまざまなステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果斷な意思決定を行い、経営の健全性を高めていくための仕組みです。

コーポレート・ガバナンスはステークホルダーとの信頼の上に機能します。

財務情報、非財務情報の開示によって、ステークホルダーとのフラットな関係を目指し対話を重ねていくこと、またコンプライアンスを重視することによって、ステークホルダーとの信頼が構築されると考えます。

こうした考えに基づいて機関やシステムを構築・運用し、株主をはじめとするステークホルダーとの信頼関係の構築・深化に努めるのが、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方です。

当社の企業理念である「夢に手足を。」を実現するため、コーポレート・ガバナンスの基本的な事項を定め、有効に機能させることにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋げることが当社の重要な経営課題の一つであると考えています。

当社は、経営の健全性、透明性およびコンプライアンス意識を高めるため、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築し、効率的な経営を行います。

〈企業理念〉

社是

（ほぼ日はどういうことをしていく会社なのかを、

社会に向けて宣言したことばです。

夢に手足を。

夢には翼しかついていない。

足をつけて、歩き出させよう。

手をつけて、なにかをこしらえたり、

つなぎあつたりさせよう。

やがて、目が見開き、耳が音を聞きはじめ、

口は話したり歌ったりしはじめる。

夢においしいものを食べさせよう。

いろんなものを見せたり、

たくさんのことばや歌を聞かせよう。

そして、森を駆けたり、

海を泳いだりもさせてやろう。

夢は、ばくたちの姿に似てくるだろう。

そして、ばくらは、夢に似ていく。

夢に手足を。

そして、手足に夢を。

〈企業行動指針〉

会社も人(=法人)であり、
ほぼ日が法人としてどうありたいかを表したことばです。

やさしく、つよく、おもしろく。

やさしく

私たちの会社が社会に受け入れられるための
前提となるものです。
相互に助け合うということ、
自分や他人を「生きる」「生かす」ということです。

つよく

企画やアイディアやコンテンツを、
会社として、組織として「実現」「実行」できること、
現実に成り立たせることです。

おもしろく

新しい価値を生み出し、
コンテンツとして成り立たせるということです。
「ほぼ日刊イトイ新聞」や「TOBICHI」のように
「場」を生み出し、ひとが「場」に集まる理由です。
これが、ほぼ日の強みです。

ほぼ日は、この言葉の順番もたいせつにしています。
まず「やさしく」が、おもとの前提にあり、
「やさしく」を実現する力が「つよく」です。
その上に、新しい価値となる「おもしろく」を
どれだけ生み出せるかが、ほぼ日の特長です。

第1章 株主の権利・平等性の確保

(株主の平等性の確保)

第1条 当社は、全ての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに、その権利を適切に行使することができるよう、適時適切な情報開示を行います。

2. 当社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮し、とりわけ少数株主にも認められている特別な権利についてはその行使の確保に十分に配慮します。

(株主総会)

第2条 当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権行使することができるよう、招集通知の早期発送に努めるとともに、発送日前までに TDnet や当社ウェブサイトに招集通知を掲載します。

2. 当社は、株主総会において可決には至ったものの、20%を超える反対票が投じられた会社提案議案があった場合、取締役会において、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行います。

3. 当社は、社外取締役 2 名を含む取締役 5 名及び社外監査役 3 名で構成されており、毎月 1 回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要な事項の審議及び決定や取締役の職務執行状況の監督をしています。これにより、当社は、総会決議事項の一部を取締役会に委任するよう株主総会に提案することを可能とするための体制を整えております。また、当該提案を行う際には、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい提案であることを考慮します。

4. 当社は、株主総会を株主との重要な対話の場と捉え、開催日程の適切な設定を行います。

5. 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合、当社は当該信託銀行等と協議を行います。

(資本政策に関する基本方針)

第3条 当社は、長期・安定的な成長を実現していくため、既存事業の拡大や新規事業の開始に必要な自己資本を保持することを資本政策の基本としています。

2. 当社は、株主に対する利益の還元を経営上の重要な施策の一つとして位置づけ、将来における安定的な企業成長と事業環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行います。

3. 支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策(増資、MBO 等を含む)については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、取締役会においてその必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行います。

(株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)

第4条 当社は、単なる安定株主としての政策保有は、コーポレート・ガバナンスの観点から行いません。事業上の関係を維持・強化し、当社の企業価値の向上に資することを目的に、政策保有株式を必要な限度においてのみ保有する可能性があります。政策保有株式の保有に際しては、当該保有について、目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合うものであるか等を個別に精査し保有の適否を検証します。

2. 当社は、毎年、個別の政策保有株式について、その保有の必要性、保有によるリターンとリスク、経済的合理性等を中長期的な観点で検証し、処分を含む保有継続の可否を判断しその結果の概要を開示します。

3. 政策保有株式の議決権について、当社の中長期的な企業価値向上に資することを前提とし、当社との利益相反、株主価値の毀損等の可能性を検証し、提案された具体的な議案ごとに個別に判断します。

4. 当社の株式を政策保有株式として保有している会社からその株式の売却の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却を妨げません。

5. 現在、当社の政策保有株主は存在しませんが、政策保有株主が存在した場合には、会社及び株主共同の利益を害することのないよう、政策保有株主との取引は、一般取引条件と同様に取り扱うこととし、社内規程に従い、審査を経たうえで行います。

(買収防衛策)

第5条 買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策をその導入・運用する場合は、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要

性・合理性をしっかりと検討し適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行います。また、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明します。

(関連当事者取引等に関する基本方針)

第6条 当社は、関連当事者取引等の実施について、その取引が当社の経営の健全性を損なわないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また、取引条件は他の外部取引と比較して妥当であるか等に特に留意し決定します。

2. 取締役は、利益相反取引又は競業取引を行う場合は、社内規程に基づき、取締役会において事前に承認を得なければなりません。また、社内規程に基づき、取締役会に実施の報告を行わなければなりません。

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(ステークホルダーとの関係)

第7条 当社は、経営計画の実現は、様々なステークホルダーによるリソースの提供または貢献の結果であることを十分に認識し、ステークホルダーとの適切な協働に努めます。取締役会・経営陣は、ステークホルダーの権利・立場や健全な事業に係る倫理規範を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮します。

2. 当社は、「企業理念」及び「企業行動指針」のもと、経営計画を定め、この実現を目指し、ステークホルダー共通の企業価値向上に努めます。

3. 当社は、「コンプライアンス行動規範」を日々の活動の基礎として策定し、社会的責任の遂行に努め、これが国内外の事業活動の第一線まで広く浸透し、遵守されるようになります。

4. 当社グループ全体の内部統制の充実は、株主を含むステークホルダーの信頼を得る重要な要素であり、取締役会は、法令に基づき、監査役会の職務の執行のために必要な事項を「内部統制システムに関する基本事項」に定めます。

5. 「内部統制システムに関する基本事項」に基づき、取締役は、法令と行動基準の遵守、事業の有効性・効率性および財務報告の信頼性のために必要な体制を整備し、これを国内外の事業活動の第一線まで有效地に機能させるようにします。

6. 当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティー(持続可能性)を巡る課題に、積極的に取り組み、全社挙げて、誠実・公正な対応を行います。
7. 当社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することが、会社の持続的な成長を確保する上で強みとなり得るとの認識に立ち、社内における女性、外国人、中途採用者の活躍促進を含む多様性の確保を推進します。
8. 当社は、当社の従業員等が当社における違法または不適切な行為に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、内部通報制度を整備・運用し適切な対応を行う。また、内部通報に係る情報の管理を徹底するとともに、法令および社内規程に従い情報提供者が情報提供を理由に不利益な取扱いを受けることがないように保護します。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示)

第8条 当社は、経営に関する重要な情報（財務情報・非財務情報）を、積極的かつ適時・適切に開示します。開示（法令に基づく開示を含む）にあたっては、利用者にとって付加価値の高い記載となるよう努めます。

2. 当社は、情報提供において、金融商品取引法等の諸法令および当社が株式上場している東京証券取引所の定める適時開示に関する規則を遵守します。
3. 当社は、法令・規則に基づく開示以外の情報提供についても、適時性、公平性、正確性および継続性を重視し、さらなる企業活動の理解促進に向けて積極的な開示を実施します。

(会計監査人)

第9条 会計監査人及び当社は、会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適切な監査の確保に向けて次の対応を行います。

〈監査役会が行う事項〉

- (1) 会計監査人候補を適切に選定し、会計監査人を適切に評価するための基準の策定
- (2) 会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

〈取締役会・監査役会が行う事項〉

- (1) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- (2) 会計監査人から経営陣幹部へのアクセス(面談等)の確保
- (3) 会計監査人と監査役及び内部監査室との十分な連携の確保
- (4) 会計監査人と社外取締役の必要に応じた連携の確保
- (5) 会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

第4章 取締役会等の責務

(取締役会の役割・責務)

第10条 取締役会は、株主からの委託を受け、すべての株主のために、効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスを実現し、これを通じて、当社の持続的な成長と、中長期的な企業価値の向上を図る責任を負います。

2. 取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性および透明性を確保します。また、当社の向かうべき方向性の確立、経営戦略および経営計画の策定、経営陣の選解任・評価およびその報酬の決定、経営陣による適切なリスクテイクを支える環境の整備、当社が直面する重大なリスクの評価およびその対応の策定ならびに当社の重要な業務執行の決定等を通じて最善の意思決定を行います。
3. 当社は、法令上取締役会の専決事項とされている事項を含み、取締役会規程及び職務権限規程に基づき、取締役会及び意思決定者に対して、決裁等に関する権限を明確に定めています。
4. 取締役会は、代表取締役社長等の後継者計画(プランニング)の策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切に監督を行います。
5. 取締役会は、社外取締役による問題提起を含め、自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めます。
6. 取締役会は、会議運営に関する以下の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図ります。
 - (1) 取締役会の資料を、会議開催日に十分に先立って配布すること

- (2) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報を提供すること
- (3) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項については、あらかじめ決定し、各取締役に通知すること
- (4) 取締役会は、原則として、月1回開催とし、審議項目数を適切に設定すること
- (5) 審議時間を十分に確保すること

(監査役及び監査役会の役割・責務)

第11条 監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、監査役、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行います。また、能動的・積極的に権限を行使し取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べます。

- 2. 監査役及び監査役会は、取締役の職務執行の監査に必要な事項に関し、当社の役員・従業員および会計監査人から適時・適切に報告を受けるとともに、会計監査人および内部監査部門と必要な情報を共有し、監査の質の向上と効率的な監査の実現に努めます。
- 3. 監査役がその職務を補助する専任の使用人（以下「補助使用人」という）を置くことを求めた場合は、監査役と協議の上、適材な要員を配置します。補助使用人に対する指揮命令権は、監査役に帰属します。また、補助使用人の人事評価、人事異動、懲戒処分等については監査役の事前の同意を得ます。

(取締役の責務)

第12条 取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、取締役会において積極的に意見を表明して議論を尽くさなければなりません。

- 2. 取締役は、その期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やし取締役としての職務を遂行します。
- 3. 取締役は、就任するにあたり、関連する法令ならびに定款、取締役会規程およびその他の社内規程を把握し、その職責を十分に理解しなければなりません。

(社外取締役の役割・責務)

第 13 条 当社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことを期待し、その有効な活用を図ります。

- (1) 当社の経営計画及び直面する経営課題の解決について、自らの知見に基づき会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (2) 経営陣幹部の評価・選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (3) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (4) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

2. 独立社外取締役は、定期的に社外役員との会合を開催し、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図ります。
3. 監査役または監査役会は、社外取締役がその独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保します。

(取締役・監査役共通の役割)

第 14 条 取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けます。また、取締役・監査役が他の会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめます。

また、その主な兼任状況について事業報告および有価証券報告書において開示します。

2. 取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、必要に応じ、取締役会事務局を通じて、追加の情報提供を求めることができます。また、取締役会・監査役会は、求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認します。
3. 取締役・監査役は、必要と考える場合には、当社の費用において外部の専門家の助言を得ることができます。
4. 当社は、取締役・監査役と内部監査部門との連携を確保し、適切な頻度で会合を設定します。また、社外取締役・社外監査役よりの指示を受けた場合は、会社の情報を適確に提供できるよう、取締役会事務局が社内との連絡・調整にあたります。
5. 当社は、経営計画の実現に資するため、全ての取締役及び監査役を対象として、その役割と責務に必要な定期・不定期の研修や外部セミナーの受講など、役員全体

のパフォーマンス向上に資するトレーニングをそれぞれに適した内容で提供します。

6. 当社は、社外役員に対しては、その就任に際して、当社の事業・財務・組織を含めた概況に関する情報の提供を行う。また、必要に応じて、当社についての理解を深めるための施策を実施します。
7. 取締役及び監査役のトレーニングに係る費用については、会社の負担を原則とします。

(取締役の報酬)

第 15 条 当社では、取締役の報酬は、以下の方針に基づき決定しています。

- (1) 当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する報酬とします。
- (2) 取締役の報酬の決定は、客観性・透明性のある手続きに従い、取締役会決議に基づき、社外取締役を委員長とした任意の指名報酬委員会へ委任します。

(取締役・監査役の選任)

第 16 条 当社は、経営計画の実現を目指し、知識・経験・能力のバランス、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性の確保を踏まえ、取締役、監査役の選任を行います。

- (1) 取締役会は、手続きの公正性・透明性・客観性を強化するため、独立社外取締役を中心に構成される指名報酬委員会に取締役の候補者に関する選定を委任するものとし、当該委員会において当社の企業理念や経営計画から導いた役員に求める要件に照らし、その経験・専門性などを総合的に評価・判断して指名し、株主総会の決議で選任します。
- (2) 取締役会は、独立社外取締役については東京証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準を参考に、経歴や当社との関係を踏まえ、会社法に定める要件に該当し、独立性を有していると判断した人物であることや、当社の課題を解決するために、率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物であること等を考慮し、独立社外取締役の候補者として選定するよう努めます。
- (3) 監査役会は、公正かつ効率的に遂行できる財務・会計・法務に関する知識・知見を有している監査役の候補者を選定し、株主総会の決議で選任します。

また、財務・会計に関する十分な知見を有している者を1名以上選定します。

(4) 代表取締役社長の選任は十分な時間と資源をかけて行い、解任は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、代表取締役社長がその機能を十分発揮していないと認められる場合に行い、客觀性・適時性・透明性ある手続に従って取締役会で決議します。

(取締役会の実効性評価)

第17条 取締役・監査役は、取締役会の有効性等について毎年自己評価を行い、その結果を取締役会に提出します。取締役会は、各取締役・監査役の自己評価に基づき、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示します。

2. 取締役会は、前項の分析・評価結果を活かし、取締役会の機能向上および運営改善を図るとともに、コーポレート・ガバナンスの充実に努めます。

第5章 株主との対話

(株主との対話)

第18条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との直接的なコミュニケーションを重視し、意見や要望を受け止め、株主とともに当社を成長させていくことが重要と認識しています。

2. IR担当役員は、決算説明会、個人投資家向け会社説明会等に登壇し、自ら経営方針等を合理的かつ明確に説明します。

3. 株主との実際の対話(面談)の対応にあたっては、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえて合理的な範囲で、主にIR担当役員が対応し、株主構造の把握に努め、建設的な対話を実施します。

4. 株主との建設的な対話を促進するための方針は以下のとおりです。

(1) 株主との対話全般について、IR担当役員が、下記(2)-(5)に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行います。

(2) 対話を補助するため、IR担当は、関係各部・チームとの有機的な連携を図ります。

(3) 対話を充実させるため、決算説明会の開催、説明資料のホームページへの掲載及び電話取材への対応を積極的に行います。

- (4) 対話において把握された株主の意見・懸念については、取締役会で報告を行うとともに、社内にも情報共有を行い、経営や企業価値の向上に役立てます。
- (5) 対話に際しては、社内規程に基づき、インサイダー情報を管理します。

第6章 附則

(ガイドラインの改訂)

第19条 このガイドラインの改訂は、取締役会決議によります。

(実施期日)

第20条 このガイドラインは、2021年8月1日より実施します。